

令和6年度 上伊那圏域地域自立支援協議会第1回全体会 次第

日時：令和6年5月24日（金）
13時30分から
場所：伊那市福祉まちづくりセンター
（ハイブリッド開催）

1 開 会

2 挨拶

3 協議事項

（1）令和6年度 上伊那圏域地域自立支援協議会体制について 資料①～③

（2）各部会から今年度の計画について 資料④～⑤
取組管理シートについて

4 質疑応答

5 その他

- ・上伊那圏域地域生活支援拠点等事業実施要綱の改正について 資料⑥
- ・年間計画表の自立支援協議会ホームページ掲載について 資料⑦

6 閉会

令和6年度 上伊那圏域地域自立支援協議会組織体制について

上伊那圏域地域自立支援協議会は、障害者相談支援事業共同実施等に関する協定（平成30年4月1日）第11条の規定に基づき設置されている。

この協議会は、関係機関、関係団体、障がい者等及びその家族、障がい者等の福祉、医療、教育、雇用に関連する職務に従事する者、その他の関係者が相互の連携を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う事を目的としている。

個別支援会議や日常の相談支援業務を通じて持ち上げられた地域課題や、地域生活支援拠点等整備における課題等について、地域全体の課題として関係者が共有し、専門部会等の場で課題解決に向けた協議を行う。

○全体会

全体会は、協定市町村、障がい当事者または家族などで組織された障がい関係団体、相談支援事業者及び障がい福祉サービス事業者、保健・医療・福祉・教育・雇用の関係者、協議会への参加を希望するもので構成され、オープン参加で開催する。

全体会には、運営委員会で協議・確認された課題等が提案され、実現に向けた検討、承認を行う。また、県自立支援協議会へ提出する課題についても協議する。

○運営委員会

運営委員会は、圏域8市町村障がい福祉担当係長・伊那保健福祉事務所福祉担当係長、専門部会長及び連絡会長等が構成メンバーとなり、各部会から出された課題や圏域の課題、情報等の周知及び解決策の確認を行う。

圏域課題のうち、より深い協議・検討の必要があるものについては、地域生活支援拠点ワーキンググループが中心となり、具体的な検討課題を各部会や連絡会に検討を依頼する。

○地域生活支援拠点ワーキンググループ

運営委員会構成メンバー等からなるワーキンググループを設置し、体制整備促進のための課題抽出及び運営委員会から提起された課題について協議し、運営委員会に提案する。

○専門部会及び連絡会・委員会

各専門部会には事務局の自立支援協議会コーディネーターが関与し、部会間の横断的な情報共有・課題掘り起こしが図れるよう連絡調整を行う。

(1) 就業支援部会

障がい者の社会参加のための理解を促し、働く場を広げる。働きたい思いのある障がい者を受け止める就労支援事業所の支援と、一般就労への移行促進と定着に向けた体制強化を行う。

(2) 精神障がい者等地域生活部会

障がい者が可能な限り施設やGH、病院から出て地域で生活をするための必要な資源の充足や地域とのつながりづくりを進める。そのための研修会等を開催し意識改革を促す。

ひきこもりや精神障がい者が関わる機関同士のネットワーク作りを行うことで、抱え込まずに支援ができる体制作りを目指す。

支援者への研修会、若年層への出前講座およびピアサポーターの活動支援などを通じ、地域の支援力のレベルアップと精神障がいの理解を深める。

地域移行・定着支援・自立生活援助の活用を進める。

(3) こども・若者部会

障がいをもったこどもから若年層の課題を解決するために、関係機関の連携強化を図り、個別ニーズ等に対応するため支援者の支援力向上や新たな地域資源の掘り起こしを行う。

ライフステージに応じた、切れ目のない支援体制の構築を目指す。

部会はオープン参加として地域課題の吸い上げを行い、学習会や研修等を実施していく。

下部組織として「支援ネットワーク連絡会」「重心・要医療的ケア連絡会」「こどもサービス連絡会」（連絡会は実務に関する支援者で構成、支援力や議論等の積み上げる）を置き、より実践的に地域課題の解決を図っていく。

(4) 権利擁護部会

障がい児者への虐待の防止、権利擁護の啓発活動を行い、障がいのある人も共にある社会を目指す。

また、市町村とともに「かみいな圏域差別解消協議会」の取り組みについても協議する。

(5) 相談支援専門員連絡会

相談支援専門員のレベルアップを図るため事例検討(GSV)や研修を行うとともに、圏域の事業所等の情報共有の場とする。

相談支援専門員等に広く参加を呼び掛け、圏域の課題等を抽出・検討し、障がい児者等が暮らしやすい地域づくりを目指す。

(6) 人材育成検討委員会

長野県障がい者相談支援従事者初任者研修及び現任研修の圏域インターバル研修(実地研修)のフォローアップを行い、圏域の人材育成と同時に主任相談支援専門員の育成を行う。

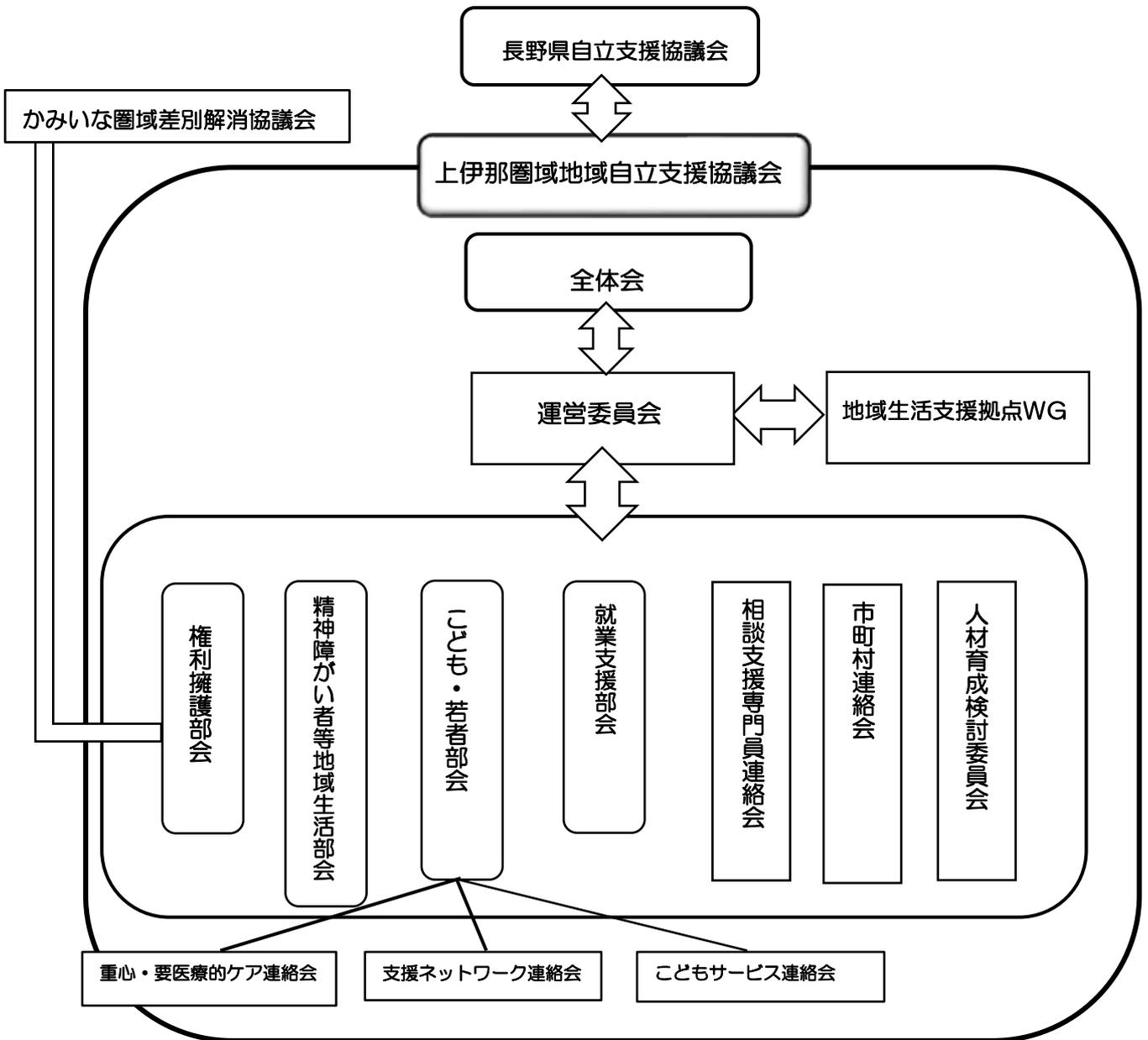
主任相談支援専門員の地域での活動をバックアップし、活動の定着を図る。

また、圏域内の福祉サービス事業者のレベルアップを図るために必要な研修を実施する。

(7) 市町村連絡会

圏域全体に係る業務及び課題等について市町村間で共有し、課題解決に向けた取り組みを行う。また、今後の業務に役立てるため実務担当者会議を定期的に行う。

上伊那圏域地域自立支援協議会運営組織図



各部会・連絡会・委員会へ参加

【上伊那圏域
地域自立支援協議会委員】

- ★ 福祉事務所
- ★ 障がい福祉サービス事業所
- ★ 各種団体
- ★ 当事者
- ★ 養護学校等教育機関
- ★ 家族の会
- ★ 地域住民
- ★ 市町村

..... 参集範囲限定

..... 誰でも参加可能
(オープン参加)

令和6年度 上伊那圏域地域自立支援協議会専門部会および連絡会等 事務局体制

<全体会>

	氏名	所属
会長	野村 隆二	駒ヶ根市
副会長	濱田 琢也	西駒郷
事務局長	中村 聖子	障がい者総合支援センター

<専門部会> ◎部会長 ○副部会長 ◎主担当 ○副担当

部会名称	氏名	所属	担当市町村	事務局
就業支援部会	◎田平 潤	おぶしよん	駒ヶ根市	◎守屋 麻美
	○福澤 聖久	伊那公共職業安定所	箕輪町	○内村 京江
	○増田 佳奈江	西駒郷		○林 正樹
精神障がい者 等地域生活部 会	◎春日 聡	naKara	辰野町	◎宮沢 奈那江
	○小松 英恵	南箕輪村福祉課	中川村	○黒河内 由美
				○後藤 瑞穂
子ども・若者部会	◎塩入 健	伊那養護学校(かみとくれん)	南箕輪村	◎松田 佳大
	○下川 晃	伊那養護学校(つくしグループ主任)	宮田村	○小池 美千世
	○熊谷 遊	みらい福祉会		○黒河内 由美
				○竹腰 直美
権利擁護部会	◎池上 修	伊那市社会福祉協議会	伊那市	◎村上 久登美
	○太田 明良	ひなた法律事務所	飯島町	○後藤 瑞穂
				○松田 佳大

<連絡会>

連絡会名称	氏名	所属		事務局
市町村 連絡会	◎吉澤 美和子	駒ヶ根市福祉課		
	○牧田 直子	伊那市社会福祉課		
相談支援専門員 連絡会	◎竹澤 この実	パンセの会		◎伊藤 恵理子
	○志賀 裕美子	西駒郷		○村上 久登美

<委員会>

委員会名称	氏名	所属		事務局
運営委員会	和田 一仁	伊那保健福祉事務所		中村 聖子
	○牧田 直子	伊那市社会福祉課		東松 多恵 (協議会CO)
	◎吉澤 美和子	駒ヶ根市福祉課		伊藤 恵理子 (協議会CO)
	小松 由季	辰野町保健福祉課		村上 久登美
	丸山 敦	箕輪町福祉課		松田 佳大
	松村 直紀	飯島町健康福祉課		守屋 麻美
	小松 英恵	南箕輪村福祉課		宮沢 奈那江
	湯澤 理知子	中川村保健福祉課		小池 美千世
	福澤 典枝	宮田村福祉課		内村 京江
	濱田 琢也	西駒郷	副会長	
	平野 幸代	IMAKOKO	拠点	
	田平 潤	おぶしよん	就業	
	春日 聡	naKara	精神	
	池上 修	伊那市社会福祉協議会	権利	

運営委員会	塩入 健	伊那養護学校	こども	
	竹澤 この実	パンセの会	相談	
	小嶋 早苗	伊那市社会福祉協議会	人材	
	宮田 信子	西駒郷		
	奥山 隆生	駒ヶ根悠生寮		
	加納 秀一	大萱の里		

<委員会>

委員会名称	氏名	所属		事務局
人材育成検討委員会	◎小嶋 早苗	伊那市社会福祉協議会		◎東松 多恵
	南角 健人	伊那市社会福祉課		○伊藤 恵理子
	井澤 優矢	辰野町保健福祉課		
	春日 聡	naKara		
	志賀 裕美子	西駒郷		
	田平 潤	おぶしよん		
	○矢野 芳子	Yerette		
	平野 幸代	IMAKOKO		

<ワーキンググループ>

名称	氏名	所属		事務局
地域生活支援拠点等整備WG	牧田 直子	伊那市社会福祉課		◎伊藤 恵理子
	吉澤 美和子	駒ヶ根市福祉課		○東松 多恵
	松村 直紀	飯島町健康福祉課		
	福澤 典枝	宮田村役場福祉課		
	◎平野 幸代	IMAKOKO		
	春日 聡	naKara		
	小嶋 早苗	伊那市社会福祉協議会		
	宮田 信子	西駒郷		
	奥山 隆生	駒ヶ根悠生寮		
	宮下 幸憲	大萱の里		

<長野県自立支援協議会>

	氏名	所属
圏域代表委員	中村 聖子	障がい者総合支援センター
精神障がい者 地域移行支援部会	春日 聡	naKara
人材育成部会	東松 多恵	障がい者総合支援センター
療育部会	小池 美千世	障がい者総合支援センター
権利擁護部会	村上 久登美	障がい者総合支援センター
就労支援部会	内村 京江	障がい者総合支援センター
障がい者相談 支援体制機能 強化会議	市町村福祉担当係長	圏域市町村
	中村 聖子	障がい者総合支援センター
	東松 多恵	障がい者総合支援センター
	伊藤 恵理子	障がい者総合支援センター

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の施策の方向性

上伊那圏域は、中山間地であるため移動することが困難で、その支援策も限られています。
 また、障害福祉サービス事業所が圏域の中央に集中しており、南北の地域に事業所が少ない状況です。
 さらに、重度心身障がい者児、強度行動障がい者児及び医療的ケア児等が利用可能なサービスや保護者等がレスパイトのため利用できる短期入所等の受け入れ先が極めて少ないことも課題です。
 これらの課題解決に向け、障がい者児が住み慣れた地域で、安全、安心に暮らしていけるよう、自立支援協議会を中心に地域の支援力の向上、社会資源不足の解消および人材育成に取り組んでいきます。

《運営委員会》

【令和6年度活動計画】

目 標	協議会を主導し、地域の課題解決を図る。
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・各部会から出された課題や地域の課題、情報等の周知及び解決策の検討と調整を行う。 ・検討が必要な課題については、拠点ワーキングに検討依頼し、その後検討された項目について必要なものは課題検討を各部会に依頼する。 ・圏域の共通の課題については、運営委員会が主導し、各部会・連絡会と連携して課題解決のための場を設ける。

《拠点ワーキング》

【令和6年度活動計画】

目 標	「地域生活支援拠点」の整備をすすめ、障がい児者が地域で安心して生活できるようにする。
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい児者への対応と地域移行の体験の場の機会・場づくりについては専門部会の取り組みを確認していく。 ・障がい児のショートステイのサービス不足解消について引き続き検討する。 ・緊急対応台帳の更新と運用状況の確認を行う。 ・拠点整備事業を幅広く周知する。 ・緊急ショートの利用があった場合、利用の状況を共有し事例の積み上げと検証を行う。 ・親亡き後を含む将来の生活について、本人、家族、支援者が考える機会を継続して持つ。 ・義務教育終了後の支援体制の充実に向けた検討については専門部会・連絡会の取り組みを確認していく。

《就業支援部会》

【令和6年度活動計画】

目 標	<ul style="list-style-type: none">・障がい者雇用に取り組む企業や就労支援機関との連携強化を図る。・関係機関の取り組みを共有し、就労支援力の向上を図る。
活動計画	<ul style="list-style-type: none">・年4回開催する。・企業における障がい者雇用の取り組みを知る機会を作る。・就職した在職者の声を聞く機会を作る。・就労支援事業所から一般就労への移行について勉強会を実施する。・「就労選択支援」について、ワーキンググループにてモデルケースの検証と圏域内の実施検討を行う。・圏域内の高等学校に向けて、就労支援機関資源表を作成し、周知活動を行う。

《精神障がい者等地域生活部会》

【令和6年度活動計画】

目 標	<ul style="list-style-type: none">・障がい児者が、その人らしく地域で暮すことが出来るよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築を目指す。・共生社会を目指して多職種が協働する支援体制づくりを行う。
活動計画	<ul style="list-style-type: none">・年3～4回の部会を開催する。・こころの健康や精神保健福祉について考えるきっかけづくりのため、高校生を対象に出前講座を年4回開催する。・地域生活支援拠点整備事業を進めるため「体験の機会や場の確保」について、一人暮らしの体験ができる資源を把握する。・介護、医療、福祉分野の顔の見える関係づくりのため研修会を実施する。・にも包括について理解促進を行う。・ピアサポーターの活動について共有する。

《こども・若者部会》

【令和6年度活動計画】

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・こども・若者の支援に関わる地域連携の強化を図る。 ・支援者の支援力向上と地域資源の掘り起こしを行う。 	
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回程度開催する。 ・こども・若者に関する課題を把握する。 ・3つの連絡会の活動総括を行う。 ・こども・若者に関する研修会を実施する。 	
	支援ネットワーク連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育終了後の支援体制に関する好事例の共有を図る。 ・途切れない支援体制に関する取り組みについて共有（成長ダイアリーを含む）する。 ・Q-SACCSを基に支援体制の見える化と共有を図る。
	重心・要医療的ケア連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の重心・要医療的ケア児の窓口を信大病院・こども病院と共有する。 ・保育園での受け入れに関する事例の共有を図る。 ・看護師交流会を実施し、困り感の共有と意見交換を行う。 ・福祉制度や補装具等についての研修を行う。 ・伊那養護学校のつくし懇談会等を通じて個別のニーズに応じた資源不足の確認を行い、社会資源の開拓の参考とする。
	こどもサービス連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画の活用等サービスの質の向上に向けて共通認識を図るため、相談支援専門員連絡会と合同の連絡会を行う。 ・他事業所の取り組みを共有し、横のつながりの強化を図る。 ・児童のサービスに関わる制度の理解促進を目指して、保育所等訪問支援事業の研修をこども・若者部会で行う。

《権利擁護部会》

【令和6年度活動計画】

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児者の権利に対する意識を高める。 ・障がいのある人も共に生きる社会を目指す。
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・年4回開催する。 ・事例検討を行い、事例集に追加する。 ・当事者の声を聞き、合理的配慮や権利擁護の意識を高める。 ・虐待防止研修会を開催する。 ・他分野との研修や意見交換を行う。

《相談支援専門員連絡会》

【令和6年度活動計画】

目 標	<ul style="list-style-type: none">・地域の相談支援専門員と顔の見える関係作りを行う。・相談支援専門員のスキルアップを図り、相談支援体制の強化を目指す。・地域の社会資源の情報収集を行う。
活動計画	<ul style="list-style-type: none">・年5回開催する。・グループスーパービジョンや事業所見学会を行う。・他部会との合同研修を行い、情報共有と連携の機会とする。・地域の資源の情報収集と発信を行う。「障がい児のショートステイ」については拠点WGからの検討依頼があれば実施する。・相談支援専門員連絡会新聞を発行する。

《人材育成検討委員会》

【令和6年度活動計画】

目 標	<ul style="list-style-type: none">・人材育成を行い、地域の支援力の強化を図る。・地域の相談支援体制の定着を図る。
活動計画	<ul style="list-style-type: none">・相談支援従事者初任者研修・相談支援従事者現任研修の「圏域実地研修」（圏域インターバル）を実施し、地域を基盤としたソーシャルワーカーの育成と人材育成を担う圏域のリーダーとなる人材の育成を行う。・主任相談支援専門員の活動を推進するため、主任相談支援専門員の活動をバックアップする。・「市町村担当者向け研修」「強度行動障がい児・者への支援者研修」「相談支援のスキルアップ研修」等の研修を実施する。

《市町村連絡会》

【令和6年度活動計画】

目 標	市町村間の連絡調整、情報共有
活動計画	<ul style="list-style-type: none">・基幹相談事業所の委託に関しての内容や役割について、委託者として確認していく。・障がい児ショートステイサービス不足の解消に向けた検討。・義務教育終了後の支援体制について検討。・地域生活支援拠点緊急対応台帳登録者の整備について検討。・医療的ケア児の状況確認・共有を行う。・実務担当者会を定期的に行う。・課題に応じ、関係団体との情報交換の機会を設ける。・その他の新たな課題等が発生した場合は、必要に応じ随時連絡会を開催する。

	部会・連絡会・グループ名	昨年度の課題	今年度取り組みたい内容	進捗状況を記入（10月）
1	地域生活支援拠点等整備 ワーキンググループ （拠点WG）	・緊急ショート後の事例の積み上げと検証。	・緊急ショートの利用があった場合、利用の状況を共有し事例の積み上げをする とともに、運用面の点検・見直しを行う。	
		・体験の機会・場づくりについて部会の取り組み状況を確認する。	・精神障がい者等地域生活部会に依頼した体験の機会・場の確保について課題が明確になったうえで協議を進めていく。	
		・重度障がい児者への対応について部会の取り組み状況を確認する。	・こども・若者部会に依頼した、重心・要医療的ケア児者の個別事例の積み上げと課題解決方法の共有を行う。	
		・障がい児のショートステイ不足について個別ニーズの把握を行う。	・ニーズの洗い出し、他圏域の状況確認を市町村連絡会と共同で実施。	
			・強度行動障がい児者への対応や行動障がい予防についての研修会を実施する。	
			・「親亡き後」について本人・家族・支援者が考える機会を継続して持つ。	
		・台帳作成対象者について検討する。	・緊急対応台帳登録対象者の更新と運用状況の確認を行う。	
		・療育等連絡会（現：支援ネットワーク連絡会）の提案書を基に、市町村連絡会が検討する、義務教育終了後の支援について共有を図る。		
2	就業支援部会	「就労選択支援」についての情報共有及び検討。	・モデルケースを通して圏域内の実施検討を行う。	
		一般就労への支援方法を共有する。	・企業における障がい者雇用の取り組みを知る機会を作る。	
			・就労支援事業所から一般就労へ支援する流れについて勉強会を実施する。 ・就職した在職者の声を聞く機会を設ける。	

	部会・連絡会・グループ名	昨年度の課題	今年度取り組みたい内容	進捗状況を記入（10月）
3	精神障がい者等地域生活部会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の検討・体験の機会・場を考える。 ・地域資源の不足や埋もれている資源の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「体験の機会や場の確保」について、一人暮らしの体験ができる資源の把握を行う。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護・医療・福祉分野の顔の見える関係づくりを行う。 ・地域移行、地域定着、自立生活援助についての理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者の地域移行・地域定着支援体制の整備推進のため特別養護老人ホームで研修会を開催する。 ・にも包括についての理解推進を行う。 ・グループホームの横のつながりを持つ。 ・多職種協働をテーマに訪問看護ステーションの役割や実情を共有する。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ピアサポーターの活動継続。 ・出前講座の継続。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者も含めてピアサポーターの活動を共有する。 ・高校生を対象とした、年4回の出前講座を実施する。 	

	部会・連絡会・グループ名	昨年度の課題	今年度取り組みたい内容	進捗状況を記入（10月）
4	こども・若者部会		・こども・若者に関する地域課題の吸い上げ、整理を行う。	
			・3つの連絡会の活動総括を行う。	
			・障がい児のショートステイについて拠点WGの取り組みを共有する。	
		・広く研修への参加を呼び掛ける。	・こども・若者に関する研修を実施する。	
	支援ネットワーク連絡会	・義務教育終了後の支援体制の検討の継続。	・市町村連絡会と協働し、義務教育終了後の支援体制に関する好事例の共有を図る。	
			・途切れない支援体制に関する取り組みについて共有（成長ダイアリーを含む）する。 ・支援体制の見える化と共有を図る。	
	重心・要医療的ケア連絡会	令和5年度の市町村の実態調査結果の共有。	令和5年度の市町村の実態調査結果の共有。	
		・社会資源の共有と状況の把握。	・重心・要医療的ケアに関する市町村等の取り組み状況を共有し必要に応じて協力していく。	
		医ケア児の保育園入園の受け入れ調整に困難さがある。	・保育園入園までの流れや課題の共有を行う。 ・保健師向けの福祉制度や補装具等の研修会を検討する。	
		・市町村窓口一覧を更新し、こども病院、信大病院と共有する。	・市町村窓口一覧を更新し、こども病院、信大病院と共有する。	
	こどもサービス連絡会	事業所の課題やニーズに応じて検討を行う。	・各事業所の取組の共有と意見交換を行う。	
		・研修会の開催を検討する。	・制度の理解とサービスの質の向上のため勉強会を開催する。	

	部会・連絡会・グループ名	昨年度の課題	今年度取り組みたい内容	進捗状況を記入（10月）
5	権利擁護部会	・当事者参加の研修、意見交換会の継続。	・当事者の声を聞き、合理的配慮や権利擁護の意識を高める。	
		・事例検討、事例集の積み上げ。	・事例検討を行い、事例集の拡充を図る。	
		・ニーズに合った研修会の企画。	・虐待防止研修会を開催する。	
6	相談支援専門員連絡会	・事例検討、グループスーパービジョンを継続的に実施することで、支援の質の向上を目指す。	・グループスーパービジョンや事業所見学会を行い、相談支援専門員のレベルアップを図る。また事業所の垣根を越えて、顔の見える関係作りを目指す。	
			・他部会等と合同で研修を行い、情報共有と連携の機会とする。	
			・「障がい児のショートステイ」については、拠点ワーキングからの検討依頼があれば取り組む。	
7	人材育成検討委員会	・「実地研修（インターバル研修）」による人材育成。	・相談支援従事者研修に合わせて、実地研修を実施し、圏域のリーダー及び福祉人材の育成を図る。	
		・主任相談支援専門員の活動のバックアップ。	・主任相談支援専門員を中心に相談支援事業所を訪問し、相談に応じる。	
		・研修の実施。	・市町村担当者向け研修(6月) ・強度行動障がい児者研修 ・相談支援のスキルアップの研修 ・その他各部会・連絡会からの要望により研修を企画する。	

	部会・連絡会・グループ名	昨年度の課題	今年度取り組みたい内容	進捗状況を記入（10月）
8	市町村連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児ショートステイサービス不足の解消に向けて、ニーズの洗い出し、他圏域の状況を確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児ショートステイ不足解消に向けた検討を行う。 ・ニーズの洗い出し、他圏域の状況確認を拠点WGと共同で実施。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各市町村内で「ハイリスクケース」の認識と共有を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○義務教育終了後の支援体制について、実態を把握しながら検討していく。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・台帳登録者の基準について認識の統一。 ・台帳登録者の洗い出しの方法の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活支援拠点緊急対応台帳登録者の登録要件見直し後の運用状況を確認する。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケア児の状況確認・共有をする。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ○実務担当者会を定期的開催し、情報交換等を行い、内容については各市町村担当者等で必ず共有する。 ・5月、7月、9月、11月、1月の第2火曜日 年5回を予定 	
			<ul style="list-style-type: none"> ○課題に応じ、関係団体との情報交換の機会を設ける。 ・事務局と情報共有を図り、必要に応じて連絡会を随時開催する。 	

上伊那圏域地域生活支援拠点等事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 この要綱は、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域の支援者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を推進し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 この事業の実施主体は、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村及び宮田村（以下「市町村」という。）とする。

2 市町村は、事業の一部を障害者相談支援事業共同実施等に関する協定書第4条による委託先である指定相談事業者（以下「基幹センター」という。）に委託することができるものとする。この場合、市町村は基幹センターとの連携を密にし、一体的に事業に取り組む。

3 基幹センターが委託を受けた場合、その費用は運営委託料に含める。

4 基幹センターは、毎年度末、委託業務の成果を記載した事業報告書、収支決算書等を市町村に提出する。市町村は、事業報告書の内容を上伊那圏域地域自立支援協議会全体会へ報告する。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は上伊那圏域に在住する障がい児者とする。

(事業の内容等)

第4条 上伊那圏域地域自立支援協議会等を活用しながら、面的な支援を行う体制とし、以下に掲げる業務を行う。

(1) 緊急の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録のうえ常時の連絡体制を確保する体制や、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要な相談などの支援を行う機能

(2) 短期入所等を活用した緊急時の受入体制や医療機関への連絡等必要な対応を行う機能

(3) 障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的な対応の体制確保や専門的な人材の養成を担う機能（基幹相談支援センター等が開催する事例検討会の開催等）

(5) 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(運営方法)

第5条 第4条に掲げる事業を実施するため、上伊那圏域地域自立支援協議会設置運営要綱第7条による運営委員会（以下「運営委員会」という。）を中心に地域の現状分析や必

要な機能の整理、地域生活支援拠点等の方針等について検討を行う。

(地域生活支援拠点の機能を担う事業所の承認等)

第6条 第4条に掲げる事業の機能を担う団体等は、運営規定に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所（以下「拠点事業所」という。）として規定し、様式第1号により所在地市町村に届け出る。また、事業内容の変更や廃止がある場合も同様とする。

2 所在地市町村は、所在地以外の市町村へ内容確認の上、適正と認める場合は、様式第2号により承認するとともに、上伊那圏域地域自立支援協議会へ報告する。

3 所在地市町村は、拠点事業所に対し、地域生活支援拠点等に係る報酬の算定ができるが、その趣旨や担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう指導する。

4 拠点事業所は、実施した事業の内容の記録を作成のうえ、5年間保存し、市町村等から求めがあった場合は提出しなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 拠点事業所の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施にあたって必要な事項は運営委員会にて協議を行い、定めることとする。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

地域生活支援拠点等の機能に関する届出

年 月 日

地域生活支援拠点等に関する加算の要件を満たす事業所として、以下のとおり届け出ます。

1 届出区分	1 新規	2 変更	3 廃止
2 事業所の名称			
3 事業所の所在地	〒		
4 事業所の電話番号			
5 事業所番号			
6 事業の種類			
7 地域生活支援拠点等としての位置付け	市町村と地域生活支援拠点等の機能を担うことについて協議した日	年 月 日	
8 市町村及び地域生活支援拠点等との連携及び調整に従事する者の氏名	該当者が複数名いる場合は、各々の氏名を記載すること。		
9 当該届出により算定する加算	《緊急時対応加算 地域生活支援拠点等の場合》	対象：訪問系サービス※、重度障害者等包括支援（訪問系サービスのみ対象）	
	《緊急時支援加算 地域生活支援拠点等の場合》	対象：自立生活援助、地域定着支援、重度障害者等包括支援（自立生活援助のみ対象）	
	《地域生活支援拠点等として短期入所を行った場合の加算》	対象：短期入所、重度障害者等包括支援	
	《緊急時受入加算》	対象：日中系サービス※	
	《障害福祉サービスの体験利用加算》	対象：日中系サービス※	
	《体験利用支援加算・体験宿泊加算》	対象：地域移行支援	
	《地域移行促進加算（Ⅱ）》	対象：施設入所支援	
	《地域生活支援拠点等相談強化加算》	対象：計画相談支援、障害児相談支援	

添付書類：運営規定

運営規程は、当該事業所等が地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることが規定されているもの(規定の変更の途中であるものを含む。)に限る。なお、事業所の運営規程が変更の途中でものである場合は、当該変更の完了後、速やかに変更後の運営規程を提出すること。

※地域生活支援拠点等機能強化加算については別に定める様式にて届出を行うこと。

※サービス名について

訪問系サービスとは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護をいう。

日中系サービスとは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援（養成含む）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労選択支援をいう。

(事業所名)

代表 様

市町村長

地域生活支援拠点等の機能に係る通知書

年 月 日付で届出のありました事業所の登録について、次の通り決定いたしましたので、上伊那圏域地域生活支援拠点等事業実施要綱第6条の規定により、通知いたします。

事業所の名称	
事業所所在地	
事業所連絡先	
事業所番号	
事業の種類	
地域生活支援拠点等 として担う機能	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応加算 ・緊急時支援加算 ・地域生活支援拠点等として短期入所を行った場合の加算 ・緊急時受入加算 ・障害福祉サービスの体験利用加算 ・体験利用支援加算・体験宿泊加算 ・地域移行促進加算(Ⅱ) ・地域生活支援拠点等相談強化加算
届出年月日	(新規 ・ 変更) 年 月 日
開始年月日	年 月 日

令和6年度 上伊那圏地域自立支援協議会 年間予定(案)

赤...誰でも参加可能
(オープン参加)

青...参集範囲限定

令和6年4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		令和7年1月		2月		3月	
1	月	1	水	1	土	1	月	1	木	1	日	1	火	1	金	1	日	1	水	1	土	1	土
2	火	2	木	2	日	2	火	2	金	2	月	2	水	2	土	2	月	2	木	2	日	2	日
3	水	3	金	3	月	3	水	3	土	3	火	3	木	3	日	3	火	3	金	3	月	3	月
4	木	4	土	4	火	4	木	4	日	4	水	4	金	4	月	4	水	4	土	4	火	4	火
5	金	5	日	5	水	5	金	5	月	5	木	5	土	5	火	5	木	5	日	5	水	5	水
6	土	6	月	6	木	6	土	6	火	6	金	6	日	6	水	6	金	6	月	6	木	6	木
7	日	7	火	7	金	7	日	7	水	7	土	7	月	7	木	7	土	7	火	7	金	7	金
8	月	8	水	8	土	8	月	8	木	8	日	8	火	8	金	8	日	8	水	8	土	8	土
9	火	9	木	9	日	9	火	9	金	9	月	9	水	9	土	9	月	9	木	9	日	9	日
10	水	10	金	10	月	10	水	10	土	10	火	10	木	10	日	10	火	10	金	10	月	10	月
11	木	11	土	11	火	11	木	11	日	11	水	11	金	11	月	11	水	11	土	11	火	11	火
12	金	12	日	12	水	12	金	12	月	12	木	12	土	12	火	12	木	12	日	12	水	12	水
13	土	13	月	13	木	13	土	13	火	13	金	13	日	13	水	13	金	13	月	13	木	13	木
14	日	14	火	14	金	14	日	14	水	14	土	14	月	14	木	14	土	14	火	14	金	14	金
15	月	15	水	15	土	15	月	15	木	15	日	15	火	15	金	15	日	15	水	15	土	15	土
16	火	16	木	16	日	16	火	16	金	16	月	16	水	16	土	16	月	16	木	16	日	16	日
17	水	17	金	17	月	17	水	17	土	17	火	17	木	17	日	17	火	17	金	17	月	17	月
18	木	18	土	18	火	18	木	18	日	18	水	18	金	18	月	18	水	18	土	18	火	18	火
19	金	19	日	19	水	19	金	19	月	19	木	19	土	19	火	19	木	19	日	19	水	19	水
20	土	20	月	20	木	20	土	20	火	20	金	20	日	20	水	20	金	20	月	20	木	20	木
21	日	21	火	21	金	21	日	21	水	21	土	21	月	21	木	21	土	21	火	21	金	21	金
22	月	22	水	22	土	22	月	22	木	22	日	22	火	22	金	22	日	22	水	22	土	22	土
23	火	23	木	23	日	23	火	23	金	23	月	23	水	23	土	23	月	23	木	23	日	23	日
24	水	24	金	24	月	24	水	24	土	24	火	24	木	24	日	24	火	24	金	24	月	24	月
25	木	25	土	25	火	25	木	25	日	25	水	25	金	25	月	25	水	25	土	25	火	25	火
26	金	26	日	26	水	26	金	26	月	26	木	26	土	26	火	26	木	26	日	26	水	26	水
27	土	27	月	27	木	27	土	27	火	27	金	27	日	27	水	27	金	27	月	27	木	27	木
28	日	28	火	28	金	28	日	28	水	28	土	28	月	28	木	28	土	28	火	28	金	28	金
29	月	29	水	29	土	29	月	29	木	29	日	29	火	29	金	29	日	29	水	29		29	土
30	火	30	木	30	日	30	火	30	金	30	月	30	水	30	土	30	月	30	木	30		30	日
		31	金			31	水	31	土			31	木			31	火	31	金			31	月
日程調整中																							

「就業」
就業支援部会

「地域生活」
精神障がい者等地域
生活部会

「子ども・若者」
子ども・若者部会

「権利」
権利擁護部会

「相談支援」
相談支援専門員連絡会

「人材育成」
人材育成検討委員会

「拠点WG」
地域生活支援拠点等整備
ワーキンググループ

「ネットワーク」
支援ネットワーク連絡会

「重心」
重心・要医療のケア連絡会

「サービス」
子どもサービス連絡会

・相談支援...事業所見学会①

・権利擁護部会②
・精神障がい者地域生活支援研
修会(地域生活)

・相談支援専門員連絡会③
・運営委員会②

・相談支援...事業所見学会②

・出前講座③④(地域生活)

・人材育成検討委員会④
・運営委員会③
・全体会②